

景観計画策定のための参考資料集

平成19年9月

岐阜県都市建築部都市政策課

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 第2章 景観計画の作成手順 | 2 |
| 第3章 景観計画策定に向けた調査 | 3 |
| 第4章 景観計画に定める事項 | 12 |
| 第5章 景観計画策定に向けた手続き等 | 18 |
| 参考資料 国及び県における景観形成ガイドライン等の策定状況 | 19 |
| 参考事例 | 21 |

第1章 はじめに

1 景観法の施行

平成16年12月に施行された景観法は、我が国で初めての景観に関する総合的な法律であり、これまでの地方公共団体の取組を踏まえ、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにしています。また、条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みとして、景観計画の策定、景観計画区域の指定、景観地区等における行為の規制のほか、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観の形成に関する事業等の支援等について定めています。

県においては、景観法の制定を踏まえて、平成16年7月に岐阜県景観研究会を設置し、条例の制定などについて検討を進め、岐阜県景観基本条例（平成17年4月施行）を制定したところです。

2 市町村との協働

景観法の中では、景観法に基づく景観計画を策定し実質的な景観行政を行う主体として景観行政団体を定めており、県や指定都市及び中核市は自動的に、また、それ以外の市町村においても、県との協議・同意により景観行政団体になることができるとしています。

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係することから、第一義的には、最も住民に近い基礎的自治体である市町村が行うべきであると考えられ、このため、本県ではより多くの市町村が景観行政団体となり、住民との合意形成による景観計画の作成や景観法に基づく委任条例の制定を働きかけているところですが、同時に、県としても景観形成に対して前向きな取組を行う市町村に対し積極的にサポートを行う必要があると考えており、今後も市町村との協働の姿勢で取り組むこととします。

3 本資料集の目的

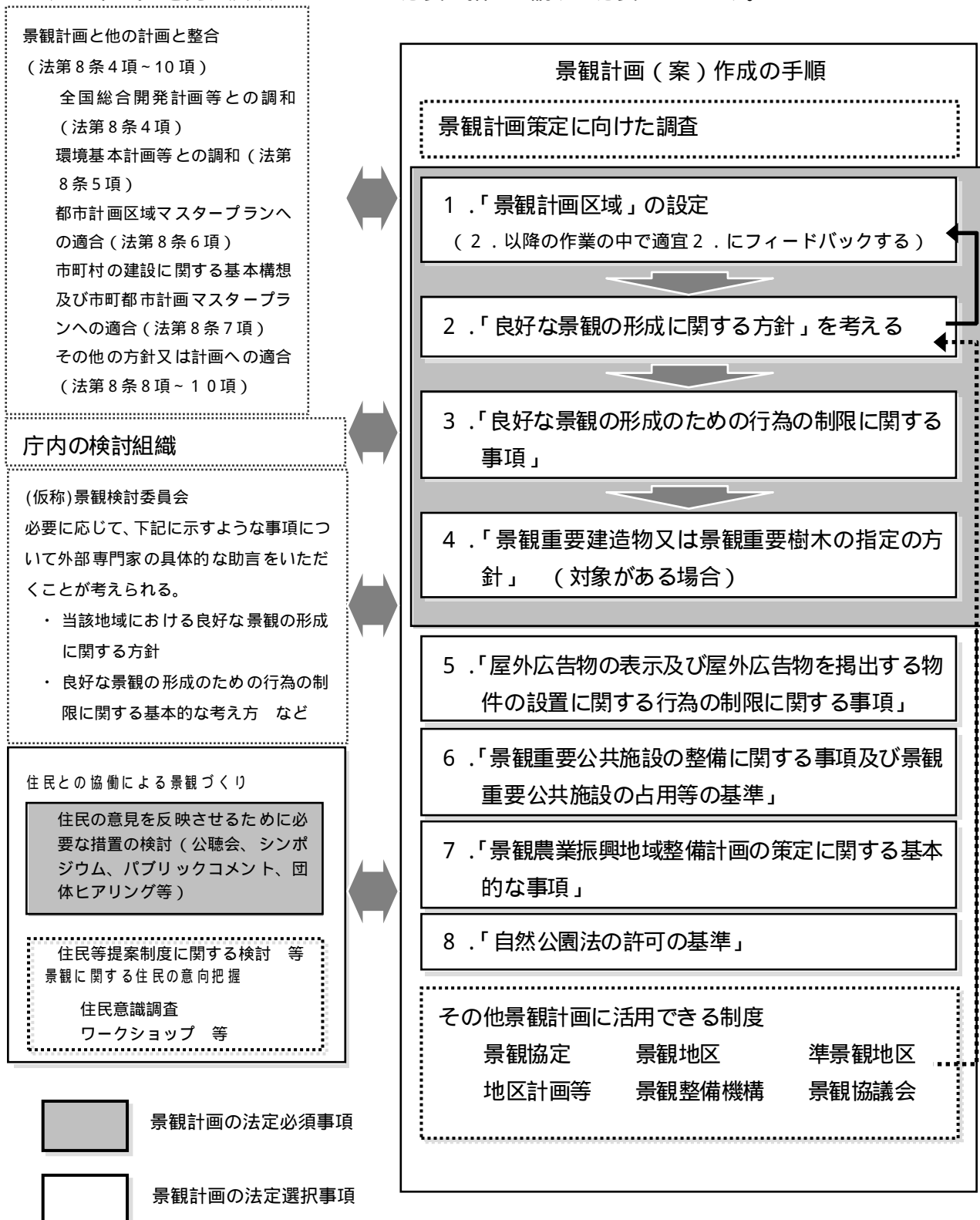
景観形成の第一義的な主体である市町村等に対して、条例に基づき必要な技術的支援を行い、様々な景観形成に資する施策・活動の推進を図ることが必要です。

景観法の制定により新たに創設された景観計画は、全国で複数の事例があるものの、景観計画を策定する景観行政団体である市町村においては策定内容や手続についての情報が不足しているのが現状です。

このため、良好な景観の形成のために有効な制度である景観計画制度等の活用を図り、市町村に対し、景観計画策定のための技術的な支援、情報提供を行うため作成するものです。

第2章 景観計画の作成手順

景観計画を作成する際の大まかな手順は次の通りです。特に「景観計画区域の設定」、「良好な景観の形成に関する方針」、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針」は計画の中で必ず定める必要があり、また、策定の手続きの中で、公聴会など住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる必要があります。



第3章 景観計画策定に向けた調査

現在、全国で策定が進められている景観法に基づく景観計画は、都市的地域を広く抱えた市町村が主であり、森林が行政区域内の大部分を占め、山間の谷筋や河川沿い、山裾等に散在する多数の集落を抱えている本県内の市町村においては、どのように景観誘導を行っていくかが大きな課題となっています。

このため、県においては、こうした課題を抱える県内の多くの市町村が景観計画を作成する際の参考となるよう、平成18年度に、必要な調査を実施したところですが、本項ではこの調査を通じて得た知見を反映させ、本県の最大の特色である豊かな自然環境の中で景観誘導について検討していく際の手順や留意点について示すものとしします。

特に、山や川に代表される雄大な自然環境との共生の中で形成されてきた集落の形態と、周辺状況などに着目し、散在する集落をタイプ分類した上で、その課題や景観形成の方向性を検討する際の手順や留意点について整理します。

< 景観計画策定に向けた調査の例 >

(1) 調査範囲の特定

景観法に基づく景観計画は、市町村自らが景観計画区域を定めることができ、市町村の中心市街地のみを対象とすることも、行政区域全体を対象とすることも可能です。

このため、景観法に基づく景観計画を策定するにあたっては、自らの行政区域内で、どのようなことに着目した景観形成を行っていくべきかを検討し、それに見合った調査範囲を設定する必要があります。

しかし、景観は、地域の自然や歴史・文化、まちの形成過程や他地域との関係性などが影響することから、景観形成の方向性を検討する際は、対象とする区域内だけに留めた調査だけでは不十分な場合があることに留意しておく必要があります。

(2) 市町村域全体の景観特性を把握する

景観法に基づく景観計画を策定していく際には、地域の景観に関する状況を様々な角度から把握しておくことが必要です。

このため、ここでは市町村域全体の景観特性を把握する際の視点を整理します。

図上調査

市町村作成等の都市計画図や用途地域図を用いて、市町村の全体像(姿)はもちろんのこと、土地利用や都市構造を把握します。また、都市計画法や森林法、自然公園法等にかかる各種土地利用規制を把握します。さらに何が要因で、市街地が発展してきたのかを確認するために、市街地の変遷が分かる過去の図面を把握します。

- ・市町村域の図面(都市計画図、用途地域図)
- ・土地利用規制図
- ・過去の地図(市街地の形成過程など)

既存データ調査

景観は自然、歴史・文化、生活、産業などの多岐にわたる様々な資源で構成されています。このため、これらの資源を効率よく把握するためには、策定・発行済みの総合計画や要覧、市町村史、緑関連・文化財関連・観光関連などの計画書などが参考となります。また本県では、GIS データを有していることから、調査に有効活用することができます。

- ・各種関連計画
- ・観光関連の計画書
- ・観光情報パンフレット
- ・文化財等の資源データ
- ・GIS データ（県域統合型 GIS ぎふ）

（財団法人岐阜県建設研究センター <http://www.gis.pref.gifu.jp/search/area.php>）

- ・歴史的建造物等の撮影写真等データ

住民意識の確認

住民を対象としたアンケート調査を実施する場合、その結果が調査結果の後の計画に大きく影響を及ぼすことに留意し、アンケートの内容を慎重に検討することが必要です。また、地域住民や各種団体などが参加するワークショップを開催し、地域住民の描くまちの将来像を作成して景観計画策定に対するアイデアなどの参考資料とすることができます。

- ・住民アンケート
- ・ワークショップ

現地踏査

地図や各種参考資料を基に現地調査を実施し、自らの目で実物を観察することをお勧めします。その際、対象物だけを観察するのではなく、その対象物までの道のりや周辺の景観、他の資源との距離感など、地図や計画書では、判別できない情報も併せて把握すべきです。

また、調査の際には、現状にのみ目を向けるのではなく、過去に遡ることにより、地域資源の特性や価値がより鮮明になるため、歴史的な視点での調査も重要です。

さらに、現地踏査時には、住民と会話することで、目には見えない歴史や文化、地域の慣習など、さらには地域住民のまち（地域）に対する思い、問題点を得ることができる場合もあるため、積極的に地域住民に話しかけることをお勧めします。

（3）地域を類型化する（集落タイプの検討）

地域住民の景観への関心と理解を一層深め、より具体的な行動に繋げていくことを目的として、市町村内の集落をタイプ分類し、集落タイプごとの景観形成の特性や課題、計画を整理することをお勧めします。

類型化の必要性について

景観を語る際、視覚的、骨格的に大きな要素となっているものとして、山(森林)や川等の自然的な要素を捉えることが必要です。また、そうした豊かな自然環境の中に、人々の暮らしの場である町や村が形成され、相互の調和のもとに美しい景観が形成されていることを捉える必要があります。

こうした自然や生活に関わる景観、またそうした景観を形成してきた歴史や産業に関わる様々な景観資源を、地域の財産として改めて認識し、今後も活かしていくことが必要です。

その中でも、特に山間や農村等の集落においては、地域住民により育まれてきた固有の景観が形成されてきている地域が見られます。また、こうした集落としてのまとまりのある景観が、市町村の個性としても捉えられることから、集落のまとまりに着目した景観形成の検討を行うことが必要です。

このため、集落の形態などに着目した類型化(集落タイプの整理)を行い、それぞれのタイプ別に景観形成の方向性を示していくことが必要です。

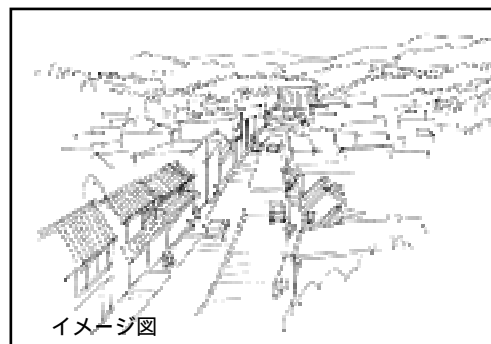
類型化について

集落の類型化(集落タイプの整理)は、地形、土地利用、まちなみの形態などに着目して、以下のような視点から行います。

なお、以下に示したタイプは、地域、土地利用、まちなみの形態に沿った分類を事例として示していますが、このほかにも、歴史的あるいは時間的な視点を用いた集落分類などがあり、地域の特性や実情に沿って検討を行うことが必要であると考えられます。

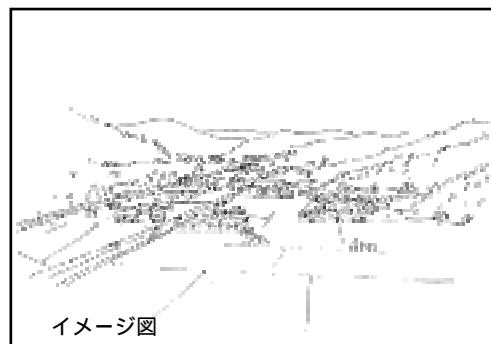
市街地タイプ

人口が集中し、多くの建物が連担している地区。また、行政や商業サービス機能が集中する、市町村の中での中心的な地区。



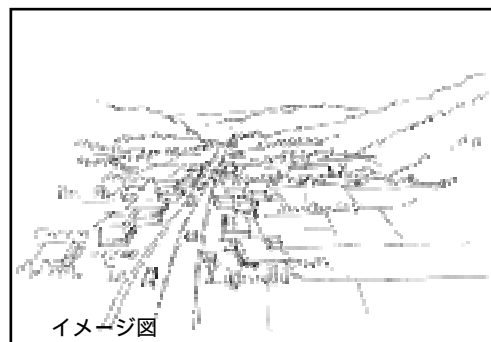
市街地近郊タイプ

主に「市街地タイプ」の外縁部に位置し、最寄り品や買い回り品などを扱う商業サービス機能などを有する、人口の多い地区。



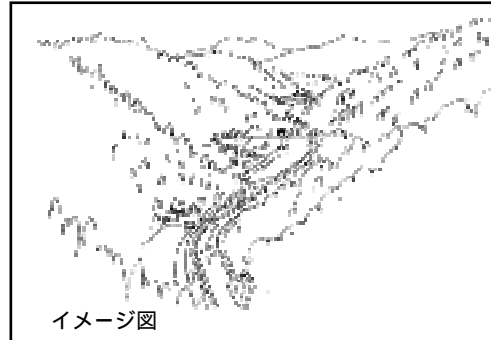
沿道集落タイプ

地域間を結ぶ道路沿いに形成されており、道路との関係性が強い地区。



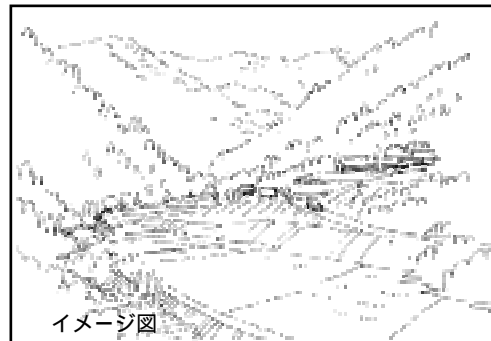
谷筋集落タイプ

山間を流れる河川沿いに形成されている地区。



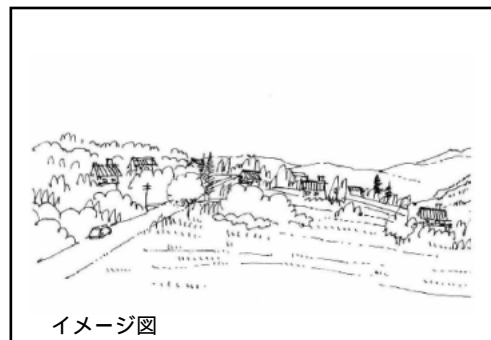
山間集落タイプ

四方を山に囲まれている地区。



高原・リゾート地区

高原に農地や別荘などが点在もしくは集まっている地区。



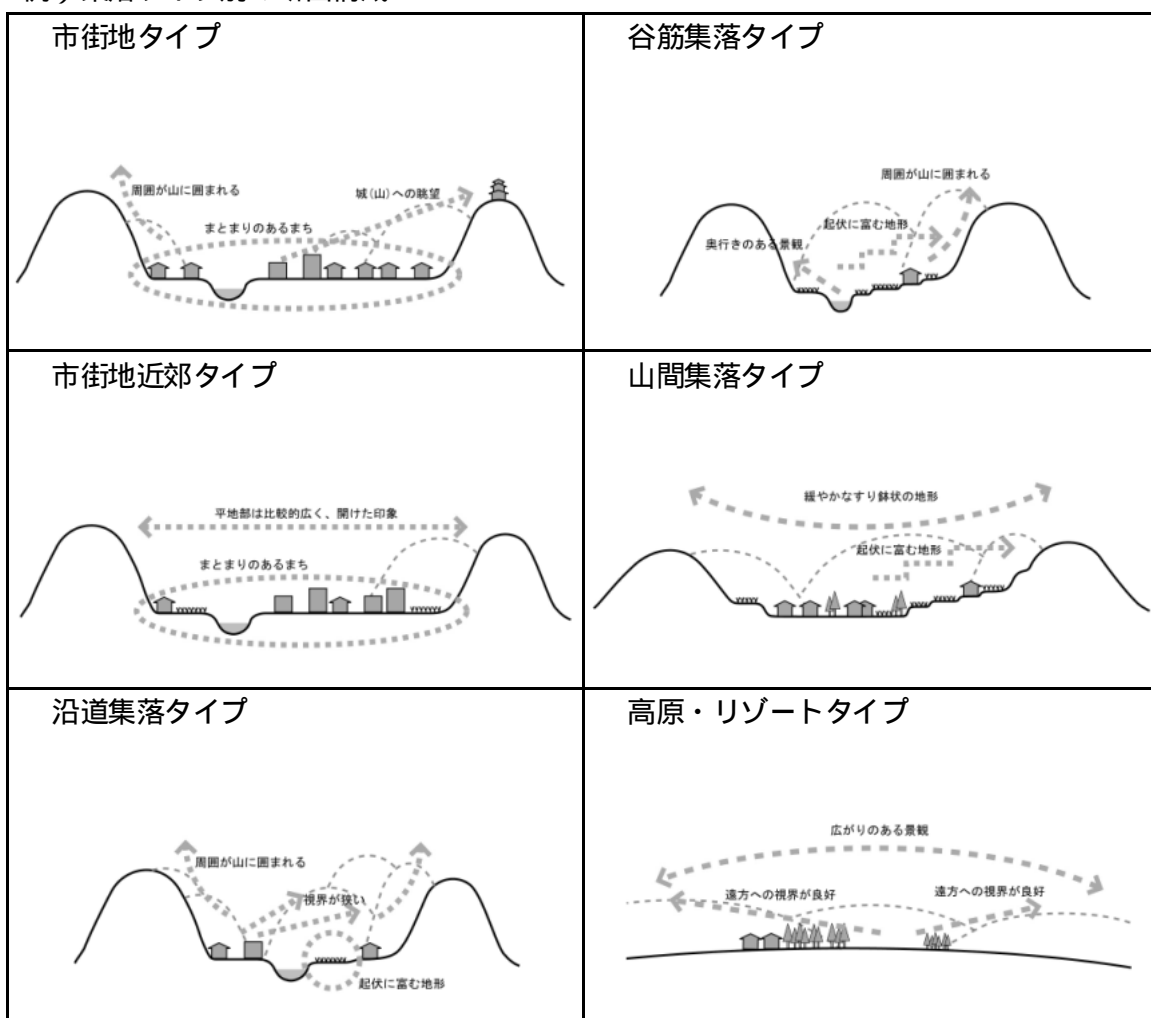
(4) 類型別の景観特性を整理する

断面構成から見る景観特性

集落タイプの整理により、集落の形態と周辺状況などに着目して景観形成を検討していく場合には、当該集落が山や川に代表される雄大な自然環境との共生の中で形成されていることに留意し、その景観が、景観の素地となっている地形の中で、どのように形成されているのかを把握することが必要です。

このため、当該集落が位置する地形に関して、断面構成から見る景観特性を整理することが望ましいです。例えば、以下のような模式図を集落タイプ別に作成し、それぞれを整理すると分かりやすいです。

例) 集落タイプ別の断面構成



遠景～中景～近景に関する景観特性

断面構成に関する景観特性の整理が、どのような地形の中で景観が構成されているのかを平面的に見るものであるならば、「遠景～中景～近景に関する景観特性」は、自らが、その中に立ち、周囲を見渡した際、どのような景観が視界に広がるかを立体的に整理するものです。

山や川に代表される雄大な自然環境の中に位置する集落などでは、都市部での景観以上に、景観の中に様々な奥行を見ることができます。例えば屋根越しの背後や通りの焦点などに見える山並みの景観、建物が連担することで作り出されるまちなみの景観、地域固有の形態・意匠が見られる建築物など、視点と対象物までの距離に着目することで、様々な景観特性が見えてきます。

すなわち、遠景、中景、近景のそれぞれの視点に着目し、集落タイプ別に景観特性を整理することが、集落地における景観形成を検討する際には効果的であるといえます。

なお、これらの整理を行う際には、自らの検討作業を容易にするため、また関係者などの理解を得やすくするため、現況写真を用いることが効果的です。

また、視点別の整理を行う際には、地域の特徴となる眺望点を把握し、そこから見た景観特性についても検討を行うことが必要です。

例) 視点別の整理の視点

| 視点 | 整理の視点 |
|----|--|
| 遠景 | <ul style="list-style-type: none">・ まちの周囲を囲む山々について・ 山並みの稜線について・ 屋根越しに見える山並みについて・ 通りの焦点に見える山などの緑について・ 河川軸を通して見える水と緑の景観について など |
| 中景 | <ul style="list-style-type: none">・ 建築物の連担性について・ 連担する建築物が作り出すスカイラインについて・ 商店街などの連続する建築物のファサードについて・ ロードサイドショップの屋外広告物について・ 沿道の街路樹や山裾の緑について・ 広がる田園や田畑などの農地について など |
| 近景 | <ul style="list-style-type: none">・ 建築物の用途や様式について・ 建築物の配置や規模について・ 建築物の屋根形状について・ 建築物の屋根や外壁の色彩や素材について・ その他特徴的な設えについて など |

留意すべき景観資源

集落タイプ別に景観を構成している代表的な要素、あるいは今後、景観形成を進めていく際に留意すべきである主な景観資源を整理します。なお、ここでの整理は、集落タイプ別に行うものの、具体的な名称を該当する集落タイプごとに整理した方が具体性が出て理解しやすいです。

例えば、以下のような視点から留意する景観資源を整理することが考えられます。

例) 視点別の整理の視点

| 項目 | 整理の視点 |
|-----------------|---|
| 地域の骨格となっている景観資源 | <ul style="list-style-type: none">・高さや形態、眺望、植生などにおいて特徴的な山・河川形状や生活の中でのかわり、周囲のまちなみとの調和などにおいて特徴的な河川・他地域につながる広域的な骨格となる道路、商業・業務の中心的な用途が沿道に集まる地域の骨格となる道路 など |
| まちなみ及び住宅 | <ul style="list-style-type: none">・歴史的な趣が残るなどの特徴的な景観が見られるまちなみ・地域の顔となる商業・業務が集積したまちなみ など |
| その他の資源 | <ul style="list-style-type: none">・歴史的、文化的に価値のある景観上重要な資源・今後、景観形成を進めてく上で、何らかのデザインコードになると思われる資源 など |

(5) 類型別の課題を整理する

特性から見る課題を整理する

「断面構成から見る景観特性」や「遠景～中景～近景に関する景観特性」の、一連の結果から、それぞれの集落タイプが抱える(類型別の)景観形成上の課題を整理します。

課題の整理は、後の、景観形成の方向性を検討する際の“下敷き”となるものであるため、当該集落タイプにおける景観形成の方向性をイメージしながら整理することが望ましいです。

なお、先にも触れましたが、山や川に代表される雄大な自然環境の中に位置する集落などでは、遠景～近景までの視点が大切であることから、それらの視点を意識して整理することが効果的であると考えられます。

景観形成の担い手となる地域住民の取組み意欲に関する課題を整理する

景観形成を主体的に進めていくのは地域住民です。このため、地域住民の景観形成に対する意識を把握し、そうした意識から見られる課題を整理しておく必要があります。

地域住民の景観形成に対する意識を把握するためには、以下の方法などが考えられます。

| 方法 | 調査の視点 |
|---------|---|
| 住民アンケート | 市町村民を対象に、景観に関する現状認識や景観形成に対する取組み意欲などを問う。 |

| | |
|---------|--|
| 団体ヒアリング | 地域の自治会代表やまちづくり組織、NPOなどを含めた各種団体を対象に、景観に関する現状認識や、自らの組織や団体の景観形成に対する関わり方や意欲を問う。また、各種団体から見た景観形成上の課題などを問う。 |
|---------|--|

(6) 類型別の景観形成の方向性を検討する

類型別の景観形成の方向性を検討する視点は様々ですが、ここでは、直接、類型ごとの景観整備につなげることに配慮して、類型化した視点に沿って方向性を示すことが、妥当であると考えます。

地形に関する視点

地形は自然、歴史・文化、生活、産業などの、全ての景観要素の素地となるものです。

このため、歴史・文化と地形、生活と地形など、相互の関連について留意し、景観形成に取り組むことが望ましいです。またやむなく地形を改変する場合は、極力最小限とすることや地形の特徴を生かした計画とするなど、工夫した取組みを行うことが必要です。

近景（建築物の形態・意匠）に関する視点

近景の対象となる、特に建築物などの形態・意匠は、地域固有の歴史や文化、自然環境（気候を含む）、生活様式、慣習などから、長い年月をかけて形づくられてきたものです。

このため、一度失ってしまうと、長い年月を経て形作られた風合いを持つ形態・意匠を取り戻すことは非常に困難であることから、景観整備を行う際には留意し、取り組むことが必要です。なお、この点については、後述の「中景」や「遠景」も同様です。

中景（まちなみの形態）に関する視点

まちなみ形態は、「近景」で触れた建築物の連続により構成されるものであることから、「近景」と同様に、地域の歴史や文化、自然環境などに関わるものとして留意することが必要です。

また、まちなみ形態は、街道や農村集落などを見ても分かるように、地域の印象を大きく左右するものであるため、地域固有の景観を継承していく視点からは、その連担性やまとまり具合などに着目して、景観形成に取り組むことが必要です。

遠景（眺望）に関する視点

まちなみの背景となっている遠方の山並みなどは、各集落の景観を演出する上での重要な要素として捉えることができます。

このため、「地形に関する視点」で記述した、眺められる対象となる山並みや丘陵地などの地形を保全するとともに、その対象物への眺望を損なわないよう、まちなみの形態や建築物単体の配置、規模などに配慮することが必要です。

(7) 住民への周知

景観計画を策定する際には、景観法に基づいて、地域住民の意見を聞くこととなりますが、実効性のある景観計画を策定するためには、具体的な景観計画の検討を進める前に、地域住民の考えや意見を把握することが必要です。

このため、景観計画を策定する前、例えば、景観法に基づかない景観基本計画を策定した段階やその策定途中などで、地域住民の意見などを聞くことが考えられます。

そして、そこで得た意見などを整理し、具体の景観計画の策定に反映させていくべきです。

なお、こうした取組みは、単に景観計画の策定を円滑かつ具体的なものとするためだけでなく、地域住民に「景観形成」に対する取組みの一端に参加してもらうことで、地域住民に「景観形成」を身近なものとして感じてもらい、日常から「景観形成」を意識し、さらには自らの行動を誘発するきっかけとしても効果があると考えられます。

第4章 景観計画に定める事項

前章で示すような調査を踏まえ、景観計画を作成する際に定める事項は、次の通りです。特に「1．景観計画区域の設定」～「4．景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針」については、必須事項となっています。

1．景観計画区域の設定

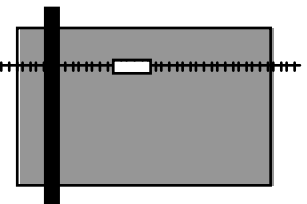
景観区域は、景観行政団体の行政区域の中で、良好な景観を形成していこうとする地域であればどこでも設定できますが、大きく分けるとその設定の仕方は、下記のいずれかのパターンに分類できると考えられます。

いずれにしても、景観計画区域の設定に当たっては、第3章で述べた景観計画策定に向けた調査の結果得られた当該地域における景観上の特性に配慮し、良好な景観の形成のための行為の制限等の措置を行う上で、必要かつ十分な区域を設定すべきです。

< 景観計画区域の設定パターン >

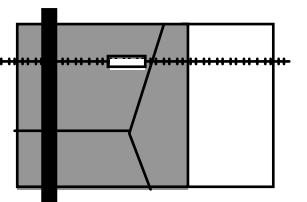
【行政区域全域を景観計画区域に設定する場合】

行政区域全域を景観計画区域に設定することにより、行政区域全域で景観に関する意識を高めることができるとともに、景観の形成に大きな影響を与える大規模な行為などに対してゆるやかな規制誘導を行うことができます。



【地区毎に分けて設定する場合】

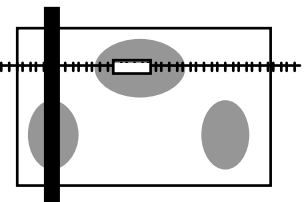
行政区域全域を地域特性に応じて区分して景観計画を策定するパターンです。区域毎の景観に係る取組み熟度が違う場合に、それぞれの景観の特性に応じた良好な景観形成のための行為の制限を定めることができます。



【一部の区域に限定して設定する場合】

行政区域の中で、特に積極的に景観形成や規制誘導を図る区域を限定して景観計画を策定するパターンです。現に景観に関する熟度が高い区域を景観計画区域に設定し、順次拡大することが可能です。

早急に景観形成を図る必要がある場合など、住民の合意形成が得られた区域のみを設定することができます。



2. 良好な景観の形成に関する方針の設定

「良好な景観の形成に関する方針」を設定するにあたっては、景観計画区域又は景観上の特性が異なる地区ごとに景観上の特性を把握し課題を整理したうえで、将来の景観像を設定し、それによって具体的にどのような景観形成方策により良好な景観形成の実現を目指すのか等の方向性を示すことが必要になります。

景観行政団体が、景観計画区域について将来にわたり良好な景観の形成に当たって必要な方針を定めるものであるため、必ずしも、景観計画区域全体に関する方針のみとする必要はなく、必要に応じて、区域内の景観上の特性に応じて区域内の地区を分けて、地区ごとの個別的な方針を定めることも考えられます。

また、本方針は、市町村の総合計画、建設計画、都市計画マスタープランなどと整合しなければならないため、それらの計画などに景観に関する方針が定められている場合には、それらの方針を踏まえて全体の方針や地区ごとの方針を定めることとなります。

なお、P 2 1 以降に参考事例として既に策定された景観計画に定められている良好な景観の形成に関する方針を掲載しておりますので、参考にして下さい。既に策定された景観計画においては、どのような景観を形成していくのかという方針だけではなく、どのような主体の参画により景観形成を進めていくのかといった内容を定めているものもあります。

3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

本事項は、景観区域内において良好な景観の形成に関する方針を具現化するために、どのような行為についてどのような制限がかかるかを明らかにするものです。

具体的には、

届出の対象となる行為を定めるとともに、それぞれの届出対象行為について、良好な景観の形成のための行為の制限を定める。

建築物・工作物の形態・意匠について必要がある場合は変更命令を伴う「特定届出対象行為」を条例で定める。

ことができます。

(1) 届出対象行為について

景観法において、必須の届出対象行為として3項目、選択可能な届出対象行為として7項目が定められています(いずれの行為も条例で定めることにより適用除外とすることもできます。)。これらの行為をしようとする者は、あらかじめ行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日等を景観行政団体の長に対して届出なければならないこととされています。また、景観行政団体の長は、この届出があった場合、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限(景観形成基準)に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対して、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することが出来ます。

【必須の届出対象行為（法第16条第1項第1号～第3号）】

建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

都市計画法に規定する開発行為その他政令で定める行為

【選択可能な届出対象行為（条例で定めることが必要）（法第16条第1項第4号、施行令第4条）】

土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更

木竹の植栽又は伐採

さんごの採取

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

水面の埋立て又は干拓

夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

火入れ

【景観形成基準】

上記の届出対象行為については、それぞれの行為ごとに行為の制限（景観形成基準）を定めることが必要です。具体的には、「建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度」、「壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度」、「その他良好な景観の形成のための制限」のうち必要なものを選択して定めることとなります。

（2）特定届出対象行為について

良好な景観の形成のための行為の制限について、（1）の届出・勧告という手段では不十分な場合には、変更命令が可能な「特定届出対象行為」を定めることが出来ます。具体的には（1）の届出対象行為のうち、

「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

「工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

について、景観計画で定める「建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限」に適合しない場合には、当該行為に関し、設計の変更その他の必要な措置をとることを命じることができ、この命令に違反した場合は、50万円以下の罰金に処せられます。

4．景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物又は樹木について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るために指定するものです。これにより、現状変更等に対する制限が可能になるとともに、所有者等の適正な管理義務

務、現状変更に関する景観行政団体の長の許可、景観行政団体及び景観整備機構と所有者が締結する管理協定により景観を維持していくことが可能となります。また、建築物については、その外観に係る建築基準法の規制緩和や相続税の優遇措置といったメリットがあります。

5．屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、景観に与える影響が大きく、良好な景観を形成する上で重要な要素であり、屋外広告物行政と景観行政は連携して進めることが望ましいと考えられます。

今回、景観法の制定と併せて、屋外広告物法が改正され、

景観行政団体が景観計画において屋外広告物に関する事項を定めた場合には、当該景観計画を定めた景観行政団体の屋外広告物条例は、当該景観計画に即して定めること。

指定都市、中核市以外の市町村であっても、景観行政団体については、屋外広告物条例の制定権限を県から委譲を受けることができること。

とされました。

景観行政団体は、自ら屋外広告物条例を定めることによって、はり紙・はり札の禁止や、立て看板を設置する場合の意匠・形態を指定するなど、良好な景観形成のため強化すべき規制内容をきめ細かく設定することが可能です。

6．景観重要公共施設の整備に関する事項及び景観重要公共施設の占用等の基準

景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として位置付け、景観上必要な整備に関する事項を定めることができます。

これにより、景観行政団体と公共施設の管理者が異なる場合においても、景観上の観点から互いに連携・調整を行い、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図ることが可能となるものであり、必要に応じて、適切に景観重要公共施設として位置付けることが望ましいです。

景観重要公共施設の占用等の許可基準は、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために必要な占用等の許可の基準を定めるものであり、各法律で定められている基準に上乘せし景観計画に定めることが可能となっています。

7．景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

景観農業振興地域整備計画は、景観計画及び農業振興地域整備計画（農振法第8条第1項により定められた農業振興地域整備計画）に適合させつつ、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その他区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の

基盤の整備及び開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について一体的に定めるものです。

8．自然公園法の許可の基準

国立・国定公園の区域内に自然景観と一体となった集落が存在する場合等、景観計画区域と国立・国定公園の区域の一部は重複する可能性があります。このため、自然公園法に基づく自然景観の保護の措置と併せ、景観法に基づく良好な景観の形成促進のための措置が相互に連携、調整を図りつつ一体的に行われるよう、国立・国定公園の特別地域等で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画において、良好な景観の形成のために必要な上乗せ許可基準を定められるようにしたものです。

なお、上乗せ基準を定める際には、国立・国定公園の区域内であることのみを理由として、これらの公園外と比較して特に厳しく規定することがないよう留意する必要があります。

《その他景観計画に活用できる制度》

景観計画と効果的に組み合わせることができる制度として、「景観協定」、「景観地区」、「準景観地区」、「地区計画等」、「景観整備機構」、「景観協議会」等があります。

< 景観協定 >

景観協定制度は、景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定する制度です。

なお、景観協定においては、法に基づき直接規制することができない建築物や工作物の用途についても良好な景観の形成のために定めることが可能です。

< 景観地区 >

景観地区は、市町村が、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域について、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画として定める地区です。

景観地区において都市計画又は条例で定める制限のうち建築物については、形態意匠の制限について市町村長による計画の認定を受けなければならないものとされ（法第63条第1項）、高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限及び敷地面積の最低限度に係る制限は、建築基準法第6条第1項に規定する建築確認を受けなければならないこととされています。また、工作物については、条例で、形態意匠について市町村長による計画の認定を受けなければならないことを定めることができるとされており（法第72条第2項）、高さの最高限度又は最低限度及び壁面後退区域における工作物の設置の制限については、制限を定め、違反した場合の措置等を定めることができるとされています。（法第72条第4項）開発行為等の規制につい

ては、条例で、良好な景観を形成するために必要な規制を行うことができることとされています。(法第73条第1項)

< 準景観地区 >

市町村は、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るため、準景観地区を指定することができることとされています。(法第74条第1項)

これは、都市計画区域外等において、良好な景観を積極的に保全していくことが望ましい観光地、別荘地、温泉地、門前町、農山漁村集落等の地域の個性豊かな景観が形成されている地域が多様に存在しており、これらの地域における景観を維持・増進していく必要があることから、市町村が景観地区に準じた規制を行うことを可能としたものです。

< 地区計画 >

地区計画等の区域内の建築物や工作物の形態意匠の制限について、法に基づく委任条例(地区計画景観法条例)を制定し、市町村長が計画を認定するという景観地区と同様の仕組みです。

< 景観整備機構 >

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一掃の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。

< 景観協議会 >

景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされています。

第5章 景観計画策定に向けた手続き等

1. 住民の意見を反映させるために必要な措置

法第9条第1項において、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするものとされています。これは、景観計画の案の作成の段階から住民の意見をできるだけ反映させるための規定です。住民の意見を反映させるための措置としては、公聴会・説明会の開催、広報誌やインターネット等による案の公開と意見募集、まちづくりの方向・内容等に関するアンケートの実施、景観協議会等を中心として案の提案等各種方策を、地域の実情に応じて実施することが望ましいです。

2. 住民等提案制度

景観計画については、一定の要件を満たした土地の区域について、住民等による提案制度が措置されているところです。この制度は、当該区域内の土地の所有者等又はまちづくりNPOや公益法人及びこれらに準ずるものとして景観行政団体の条例で定める団体が、土地所有者等の一定割合以上の同意を得た場合には、景観計画の提案を行うことができることとなっています。

参考資料 国及び県における景観形成ガイドライン等の策定状況

国や県においては、景観形成に関する基本的な方針や、景観に関する各種施策のガイドライン・マニュアルなどを定めています。

1. 国における景観施策

【国土交通省】

美しい国づくりのための基本的な考え方と国土交通省のとるべき具体的な施策について、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を策定しています。

そこでは、「事業における景観形成の原則化」「分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等」を行うものと位置付けており、それに基づいて策定された分野ごとの景観形成ガイドラインは次に示すとおりです。

公共事業について、下記のホームページで良好な景観形成を図るための景観形成ガイドライン等が紹介されています。(http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html)

< 公共事業における分野ごとの景観形成ガイドラインの策定状況 >

- ・「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」
- ・「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」
- ・「港湾景観形成ガイドライン」
- ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」
- ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)
- ・「道路デザイン指針」
- ・「海岸景観形成ガイドライン」
- ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」

【農林水産省】

景観農業振興地域整備計画を策定するための手引き

農林水産省においては「景観農業振興地域整備計画を策定するための手引き」を策定しており、そこでは、景観農業振興地域整備計画の策定を主たる目的にしていますが、景観法の趣旨のもとに、総合的な手法の活用により、より十全な景観農振整備計画が策定されるよう景観法全体が概観できるようまとめています。

美の里づくりガイドライン

平成15年9月に農林水産省が策定公表した「水とみどりの『美の里』プラン21」を受けて、住民の自発的な美しい農山漁村づくりの実践活動を支援するために、その基本的な考え方と進め方について、専門的な知見を解説した「美の里づくりガイドライン」を策定しています。

本ガイドラインは「美しい農山漁村づくりの主役は住民自身である」ことを基本的視点として、住民参加の実践テクニックも含めたプロセスやデザインコードを用いた地域のアイデンティティ探しについて解説するとともに、美しい農山漁村と農林漁業、自然環境・伝統文化の保全や都市と農山漁村の交流が果たす役割についても解説しています。

(<http://www.maff.go.jp/nouson/binosatogaidorain/binosatogaidorain.htm>)

2. 県における景観施策

岐阜県景観基本条例

本県においては、景観法の制定を踏まえて、従来の都市計画法、建築基準法、岐阜県屋外広告物条例、岐阜県風致地区条例等に基づく各種施策をまちづくりに関する施策を含めた景観という視点から総合的に実施するものとして、岐阜県景観基本条例を制定しています。

条例では、景観形成基本方針の策定や推進体制の整備など良好な景観の形成に関する施策を位置付けています。

岐阜県景観形成ガイドプラン

本ガイドプランは、総合的・計画的・広域的な対応を必要とする県土の景観形成について、景観形成の主体となる県民、事業者及び行政の取組の整合を図り、その一体的・効率的な推進を目指すため、民間と行政を通じた共通の指針となるよう策定しています。県や市町村における景観法に基づく景観計画の策定等の景観形成に対する取組の立案や実施、事業者における建築や開発行為等を行う際の指針として活用しています。

岐阜県景観形成規制・誘導マニュアル

県内市町村の景観の現状と課題を整理し、施策の展開の方策を示すことにより、各市町村においてより実効性の高い景観行政が推進されることを目的として策定しています。

県や市町村の景観行政に携わる行政職員等の執務の参考資料として、岐阜県景観形成ガイドプランと一体的な活用を図ることとしています。

岐阜県景観形成基本方針

岐阜県景観基本条例第8条第1項の規定に基づき、県土良好な景観の形成に関する施策を総合的、計画的かつ広域的に促進するため、本方針を定めています。

岐阜県公共事業景観形成指針

岐阜県景観基本条例第12条第1項の規定に基づき、公共施設の建設その他の公共事業に係る県土の良好な景観の形成のための指針として本指針を定めています。

岐阜県公共事業景観形成指針の手引き

本手引きは、公共事業景観形成指針で示された基本的事項、共通指針及び個別指針を解説することを目的として、公共事業の実施に当たっての「施工上の留意点」を示し、県内の「参考事例」の写真を掲載することで、できる限り分かりやすく具体例を示しています。

県における各景観施策は、「岐阜県美しいひだ・みの景観づくりのホームページ」に掲載しています。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11654/keikan/index2.html>